

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

高知県公報

目次	
告 示	ページ
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課）	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出（「」）	1
○大規模小売店舗の新設の届出に関する県が述べた意見の概要（経営支援課）	1
◎「令和8年度高知県環境不動産推進事業」に係る公金事務の委託（木材産業振興課）	1
○公共測量の終了の通知（3件）（用地対策課）	1
○道路の供用開始（道 路 課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出（会計管理課）	2
○高知県収入証紙売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更の届出（「」）	2
公 告	
○砂利採取業務主任者試験の実施（用地対策課）	2
高知県公安委員会告示	
○警備員指導教育責任者講習の実施	2

告 示

高知県告示第550号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。
令和8年9月15日
高知県知事 濱田 省司

			育成医療	
--	--	--	------	--

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
須崎医療クリニック	須崎市多ノ郷甲5748－1	更生医療		令和8年8月1日
ブロード調剤薬局野市店	香南市野市町東野322－1	育成医療及び更生医療		〃
えん訪問看護ステーション四万十	四万十市古津賀一丁目30	〃		〃

高知県告示第551号
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。
令和8年9月15日
高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
エール薬局サニーマート四万十店	四万十市古津賀四丁目30番地	育成医療及び更生医療		令和8年3月14日

高知県告示第552号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第4項の規定により意見を述べたので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
その関係書類は、令和8年9月15日から1月間高知県商工労働部 経 営 支 援 課 の ホ ー ム ペ ー ジ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/>）に掲載する。
令和8年9月15日
高知県知事 濱田 省司

1 法第8条第4項の意見（以下「意見」という。）の対象となった届出に係る告示
令和8年2月高知県告示第102号

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
クスリのアオキ佐川店
高岡郡佐川町甲457番ほか

3 意見の概要
駐車場出入口の設置について、渋滞の影響を検証し、出入口の位置を変更するなどの対応を必要に応じて検討すること。

高知県告示第553号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年8月20日に指定し、公金事務を同月28日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年9月15日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市小倉町2番8号	一般社団法人高知県木材協会	「令和8年度高知県環境不動産推進事業」により支払うアドバイザーへの謝金	令和8年8月28日から令和9年3月31日まで

高知県告示第554号
芸西村長から令和8年3月高知県告示第117号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年7月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
令和8年9月15日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第555号

国土交通省四国地方整備局高知河川国道事務所長から令和8年6月高知県告示第386号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年8月31日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第556号

高知県土木部中央西土木事務所長から令和8年7月高知県告示第432号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が令和8年8月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第557号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和8年9月15日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小味野々川口
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 （メートル）	供用開始年月日
高岡郡四万十町寺野字ホケ 口623番3から 高岡郡四万十町寺野字竹淵 ノ平山621番2地先まで	90	令和8年9月15日

高知県告示第558号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
（変更前） 吾川郡いの町枝川200

一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会

代表理事 吉村 保利

（変更後） 吾川郡いの町枝川200

一般社団法人高知県安全運転管理者協議会連合会

代表理事 北川 雅規

2 変更年月日

令和8年6月23日

高知県告示第559号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の主たる事務所の所在地の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

（変更前） 高知市上町二丁目6-23

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 前田 賀彦

（変更後） 吾川郡いの町枝川165

一般社団法人高知県交通安全協会

会長 前田 賀彦

2 変更年月日

令和8年7月1日

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づく砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和8年9月15日

高知県知事 濱田 省司

- 1 試験の日時及び場所
令和8年11月13日（金）午前10時から正午まで
高知市丸ノ内二丁目1番10号 高知城ホール 2階 会議室
- 2 試験の方法及び科目
次に掲げる科目について筆記試験を行う。
（1） 砂利の採取に関する法令
（2） 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 3 受験資格
資格は、問わない。
- 4 提出書類
（1） 受験願書1通

（2） 写真（縦6センチメートル、横4センチメートルのものであって、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）1枚

5 受験手数料

8,000円（高知県収入証紙を受験願書の所定の欄に貼り付け、又は高知県電子申請サービスによるクレジットカードを利用する方法により納付すること。）

6 受験願書の配布場所及び請求先

高知県庁本庁舎1階募集要項コーナー及び高知県庁北庁舎2階高知県土木部用地対策課並びに同課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>）で配布する。

なお、郵送により請求する場合は、封筒に「受験願書請求」と記載の上、宛先を明記して110円切手を貼った返信用封筒を同封すること。

7 受験願書の受付期間及び提出先

（1） 受付期間

令和8年10月6日（火）から同月23日（金）までの間（日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（郵送による場合は、令和8年10月23日付けの消印のあるものまで受け付ける。）

（2） 提出先

高知市丸ノ内二丁目4番1号 高知県土木部用地対策課 合格者の発表

（1） 令和8年11月27日（金）から同年12月4日（金）までの間、高知県庁本庁舎1階の掲示板及び高知県土木部用地対策課のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/170000/170301/>）に掲示する。

（2） 合格者本人には、合格証を送付する。

9 その他の注意事項

- （1） 受験願書を郵送する場合は、封筒に「受験願書在中」と朱書きし、書留郵便とすること。
- （2） 詳細については、高知県土木部用地対策課に問い合わせること。

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第25号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

令和8年9月15日

高知県公安委員会委員長 松尾 晋次

1 講習に係る警備業務の区分、種別、実施期日及び実施場所 (1) 警備業務の区分 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号業務」という。） (2) 種別 ア 法第22条第2項の警備員指導教育責任者資格者証及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」という。） イ 講習規則第6条第1項の講習（以下「追加取得講習」という。） (3) 実施期日 ア 新規取得講習 令和8年11月10日（火）から同月18日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の7日間 イ 追加取得講習 令和8年11月16日（月）から同月18日までの3日間 (4) 実施場所 吾川郡いの町天王北一丁目14番地 高知県立高知青少年の家 2 受講者定員 受講者定員は、次のとおりとする。ただし、次のいずれかの種別の講習が定員に満たない場合は、一方の定員を増員する。 (1) 新規取得講習 25人 (2) 追加取得講習 5人 3 受講資格者 (1) 新規取得講習 受講申込み時において、次のいずれかに該当する者とする。 ア 最近5年間に3号業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者 ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの	エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者 オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（3号業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上3号業務の区分に係る警備業務に従事しているもの (2) 追加取得講習 受講申込み時において、3号業務以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者であって、(1)のいずれかに該当するものとする。 4 受講希望の事前申込み及び受講予定者の確定方法 (1) 受講希望の事前申込方法 ア 新規取得講習又は追加取得講習の受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、県内の各警察署又は一般社団法人高知県警備業協会（高知市本町二丁目3番31号L Sビル3階。以下「高知県警備業協会」という。）で交付する警備員指導教育責任者講習FAX申込書（以下「申込書」という。）により事前申込みを行うこと。 イ 申込書の受付は、高知県警備業協会に設置するファクシミリ（ファクシミリ番号088－871－4760）により行う。 ウ 申込みは、1通につき1名とし、1回の送信での受付は、1通のみとする。 (2) 事前申込みの受付期間 ア 令和8年10月5日（月）及び6日（火）の午前9時から午後4時までの間とする。 イ 受付時間外に受信した申込書は、無効とする。 なお、受信時間の確認は、申込書の受付に使用するファクシミリの表示時間によって行う。 (3) 受講予定者の確定方法 ア 受講予定者の確定方法は、申込書の先着順とする。 イ 受講予定者に確定した受講希望者には、令和8年10月7日（水）に、高知県警備業協会が電話により確定通知を行う。 5 受講申込手続 受講予定者としての確定通知を受けた者は、次のとおり受講申込みの手続を行うこと。 なお、提出期間内に受講申込みの手続を行わなかった場合は、受講予定者に確定していることを無効とする。 (1) 受講申込書等の提出期間 ア e-Gov電子申請（https://shinsei.e-gov.go.jp/）を利用する方法により提出する場合	令和8年10月13日（火）午前9時から同月15日（木）午後4時まで イ 直接提出する場合 令和8年10月13日から同月15日までの午前9時から午後4時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。） (2) 受講申込書等を直接提出する場合の提出場所等 ア 提出場所 高知県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署とし、高知県外に住所を有する者にあつては高知県内の最寄りの警察署とする。 イ 提出方法 受講申込書等の提出は、講習を受講しようとする者が直接行うこと。 なお、郵送又は代理人による提出は、受け付けない。 (3) 提出書類 ア 受講申込書（講習規則第4条第1項に規定する別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入の上、受講申込みの手続を行う者の写真（受講申込書の提出前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の顔写真）を貼り付けたもの）。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により提出する場合は、別途の提出は、不要とする。 イ 3の受講資格者に該当することを疎明する次の書面。 ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該書面を添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 (ア) 3の(1)のイに該当する者にあつては、3号業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 (イ) 3の(1)のイに該当する者にあつては、1級検定に係る合格証明書の写し (ウ) 3の(1)のウに該当する者にあつては、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 3の(1)のエに該当する者にあつては、旧1級検定に係る旧検定規則第8条に規定する合格証（以下「合格証」という。）の写し (オ) 3の(1)のオに該当する者にあつては、旧2級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書 ウ 追加取得講習を受講しようとする者にあつては、交付を受けている資格者証等の写し。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法によりアの受講申込書を提出する際に当該資格者証等の写しを添付した場合は、別途の提出は、不要とする。 6 受講手数料の額並びに納付の時期及び方法 講習を受講しようとする者は、受講手数料として、新規取得
---	--	--

講習にあつては38,000円、追加取得講習にあつては14,000円の額に相当する高知県収入証紙を受講申込書等の提出時に納付すること。ただし、e-Gov電子申請を利用する方法により受講申込書を提出する場合は、手数料納付案内の通知を受けた後、5(2)アの提出場所において納付すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

7 講習の委託

講習は、高知県警備業協会に委託して実施する。

8 講習に関する問い合わせ先

(1) 高知県警備業協会（電話番号088-824-3404）

(2) 高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3024）又は県内の各警察署警備業担当係